

山口市文化芸術振興賞賜金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の文化芸術等の振興を図るため、文化意識の高揚に寄与した優秀な個人及び団体に対する賞賜金の交付について必要な事項を定める。

(対象となる文化芸術等の範囲)

第2条 この要綱に定める、文化芸術等の範囲については、別表1のとおりとする。

(対象大会)

第3条 交付の対象となる大会は、次の各号の要件を満たす場合に該当するものとする。

- (1) 国、地方公共団体、これらに準ずる公的機関、または財団法人、社団法人、新聞社が、主催もしくは共催する大会
 - (2) 毎年4月1日から翌年3月31日までに実施される大会
- 2 前項の規定にかかわらず、出場者を特定の企業（系列を含む）、政治団体、宗教団体に限定した大会及び親善会等は、該当しないものとする。

(交付対象者)

第4条 交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、賞賜金に類する本市の他の交付金を受けている者は除く。

- (1) 山口市内に在住する者（その属する団体の所在地は問わない）又は山口市内の学校に通学する者で、山口市を含む地域を範囲とした予選大会又は選考を経て、全国大会以上のコンクール等に出場する資格を得た者
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

(賞賜金の額)

第5条 賞賜金の額は、別表2に掲げるところによる。

2 賞賜金は個人、団体につき当該年度1回の支給とする。

(申請手続き)

第6条 賞賜金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大会出場前に次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 山口市文化芸術振興賞賜金交付申請書
- (2) 予選及び選考結果のわかるもの

- (3) 大会要綱（予選大会も含む）
 - (4) 出場者等の名簿
 - (5) 住所又は在学等がわかるもの
- （交付決定）

第7条 前条の規定により、賞賜金交付申請があった場合、審査の上、交付決定の可否を行い、申請者に通知しなければならない。

（結果の報告）

第8条 申請者は、大会終了後、速やかに山口市文化芸術振興賞賜金交付事業大会出場結果報告書を提出しなければならない。

（交付決定の取消）

第9条 次の各号に掲げる事項に該当した者は、前条の規定による交付決定または、一部を取り消し、もしくは変更するものとする。

- (1) この要綱に違反した場合
- (2) 申請書の内容又は添付書類等に虚偽の事項があったとき
- (3) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付対象大会の全部または一部を継続する必要がなくなった場合

（賞賜金の返還）

第10条 前条の規定により賞賜金の交付決定取消を行った場合、該当者に対し既に交付した賞賜金について、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、賞賜金の交付について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行するものとするが、平成18年3月31日までは経過措置期間とし、その支出費目、支払い方法等については従前の例による。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

「文化芸術等の範囲」の範囲

分 野	詳 細 内 容
文学	詩歌・小説・戯曲・隨筆・俳句・川柳
音楽	邦楽・洋楽・独唱・合唱・詩吟・合奏・楽器
美術	絵画・彫刻・建築・工芸・写真・デザイン・漫画
舞台芸術	演劇・オペラ・舞踊・ミュージカル・人形劇
メディア芸術	映画・電子機器を利用した芸術
演芸	落語・浪曲・漫才・曲芸・奇術・朗読
生活文化	茶道・華道（生け花）・書道・盆栽・手芸
伝統芸能	雅楽・能楽・文楽・歌舞伎

別表 2（第 5 条関係）

賞賜金の額

個人	団体
5,000 円／人	5,000 円／人 (50,000 円以内。上限 10 人)

備考

- 1 同一大会において個人と団体に重複する者は、個人として交付する。
- 2 出場者及び監督、引率者は大会要綱等で定められた人数を限度とする。